

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

**「障がいのある人もない人も ともに安心して
暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市」**

本計画の基本理念は、『リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人の「自立と社会参加」を目標に、障がいのある人もない人も、地域において安心して暮らせるユニバーサルデザインの社会の実現をめざします』というものです。

本計画は、引き続き、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、上記の「ユニバーサルデザイン」の社会の実現をめざし推進するものとします。

2 計画の基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者自立支援法等関連法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。法律や制度の隙間を埋めて、南丹市の地域特性を生かしながら、障がい者サービスを必要とされている方へ届くものとなっているのかを常に点検、分析、評価し、最も必要とされている方に視点を当てた施策を進めます。

■ 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人が障がいの種別や程度に関わりなく、自立と社会参加の実現を図ることができるようにするために、サービスを選択し、必要な支援を受けながら参加できるような、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を引き続き推進します。

■ 障がい福祉サービスの提供体制の充実

障害者自立支援法により、障がい福祉サービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化し、共通のサービスが提供される仕組みに統一されました。今後、障がいの種別や地域などにより提供されるサービスに格差が生じないように、障がいのある人のニーズを踏まえたサービス提供体制の充実を図ります。

■ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の充実に一層取り組むとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における

サービス拠点づくり、NPO¹等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を引き続き推進します。

3 計画の基本目標

〔1〕ともに育ち、ともに学ぶために

障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障がいのある子どもへのきめ細やかで適切な支援のために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を行い、教育的支援を推進します。

- ① 障がいの早期発見・早期療育
- ② 保育・教育の充実
- ③ 発達障がいなどの理解と支援の充実
- ④ 放課後活動等の充実
- ⑤ 自立と社会参加のための支援

〔2〕働く場や生きがいの創出のために

障がいのある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障がいのある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

一方で、就職した後の支援や退職後の再訓練など、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

- ① 雇用・就労の支援
- ② 関係機関の連携と多様な就労機会の創出
- ③ 生きがいづくりの促進
- ④ 外出・移動の支援

〔3〕すこやかなくらしのために

障がいのある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障がいのある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。

そのため、障がいのある人に対して、適切な保健サービス・医療・医学的リハビリテーション等を充実させ、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。また、障がいの早

¹ NPO:Nonprofit Organization の略であり、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力などあらゆる分野の活動を行っている民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないもの。

期発見・早期対応を図るためにも相談体制の充実を図ります。

- ① 保健・医療サービスの充実
- ② 生涯にわたる障がいの早期発見と早期対応

〔4〕 自立した生活をおくるために

障がいのある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など、本市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障がい福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障がいのある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援やボランティアの育成にも力を入れていきます。

さらに、情報提供の充実や介護家族の支援をすすめ、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

- ① 相談情報提供体制の充実
- ② 人権権利擁護体制の充実
- ③ 生活の場の確保
- ④ ケアマネジメントのシステムづくり
- ⑤ 介護家族の支援

〔5〕 安全で快適なくらしのために

安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することは、障がいのある人だけでなく、すべての住民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

また、近年、大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

- ① だれもが住みやすいまちづくり
- ② だれもが暮らしやすい居住環境づくり
- ③ 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり

〔6〕 共感しあえる地域づくりのために

障がいのある人の「自立と社会参加」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組む

ことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の普及を図り、障がいのある人に関する住民理解を促進するための啓発活動を推進します。

- ① 福祉の心・人権意識の高揚
- ② 地域のふれあい、支えあいの促進
- ③ 地域ぐるみのネットワークづくりの推進

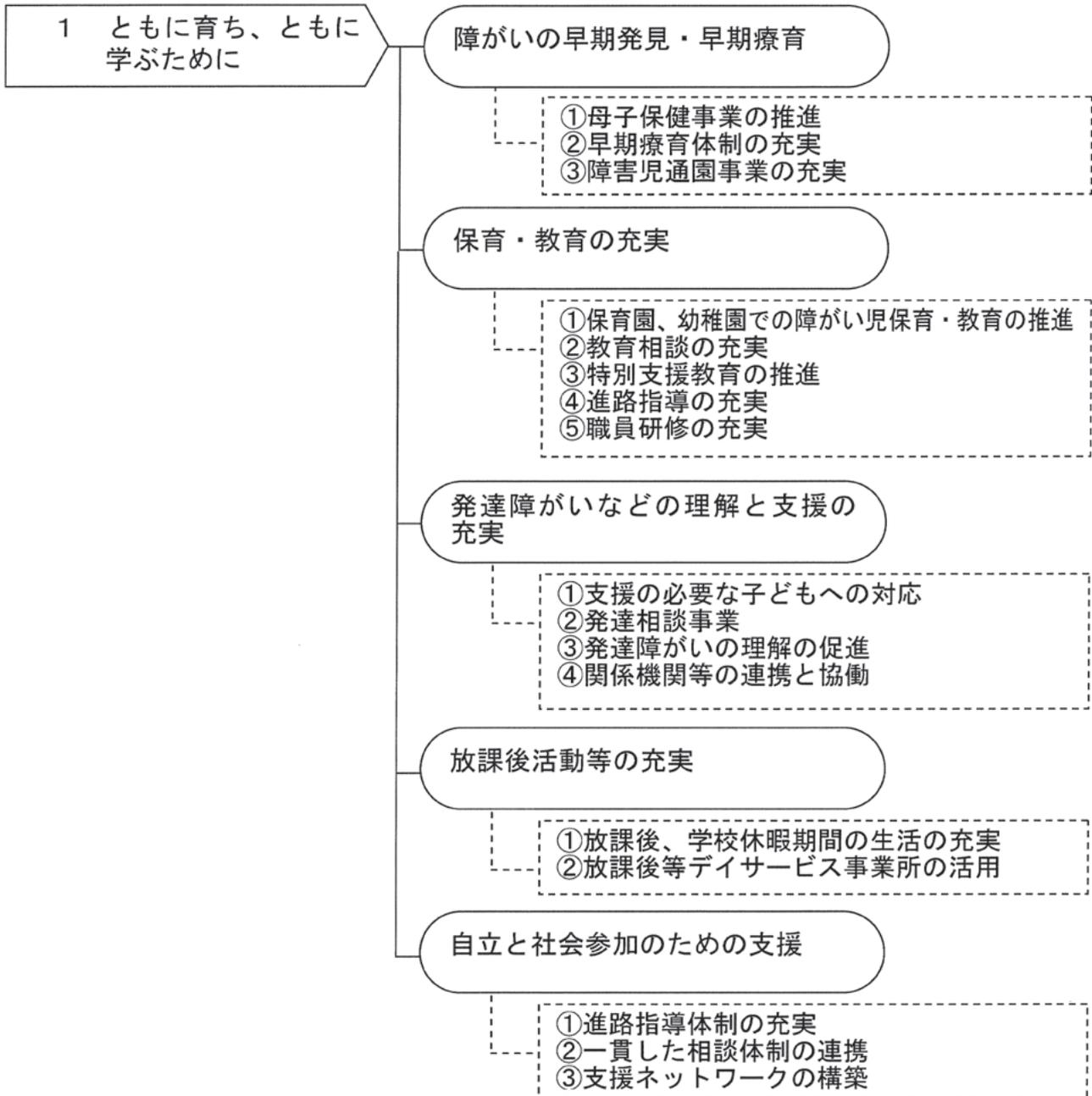


作品提供：社会福祉法人南丹市社会福祉協議会「ワークセンターびび」
社会福祉法人松花苑みずのき「ふれあい絵画」

4 計画の施策体系

【基本目標】

【基本施策／事業項目】



2 働く場や生きがいの創出のために

雇用・就労の支援

- ①障害者雇用の理解と啓発
- ②職親制度の普及・啓発
- ③障がい福祉サービスにおける支援の推進
- ④障害者就業・生活支援センターの充実
- ⑤職場への定着支援
- ⑥福祉的就労の支援

関係機関の連携と多様な就労機会の創出

- ①ハローワークとの連携
- ②教育・福祉との連携体制
- ③難病対策推進事業の保健所との連携

生きがいづくりの促進

外出・移動の支援

3 すこやかな暮らしのために

保健・医療サービスの充実

- ①健康診査の充実
- ②生涯を通じた健康づくりの推進
- ③医療費助成制度の実施
- ④医療体制の充実
- ⑤リハビリテーション体制の充実
- ⑥難病患者への支援
- ⑦精神保健福祉施策の推進

生涯にわたる障がいの早期発見と早期対応

【基本目標】

【基本課題／行動項目】

